

災害時における放送要請に関する協定

(1) NHK高知放送局

災害時における放送要請に関する協定

災害対策基本法第57条に規定する通信設備の優先利用等に関して、高知県知事と日本放送協会高知放送局長とは、同法施行令第22条の規定に基づき次のとおり協定する。

昭和41年4月1日

高 知 県 知 事

日本放送協会高知放送局長

- 第1 高知県知事が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第57条の規定に基づき日本放送協会高知放送局（以下「NHK」という。）に放送を行うことを求めるときは、本協定の定めるところによるものとする。
- 第2 高知県知事が、法第55条の規定に基づく通知または要請をしようとする場合において、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに、NHKに対し放送を要請することができる。
- 第3 高知県知事は、NHKに対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
 - 1 放送要請の理由
 - 2 放 送 事 項
 - 3 希望する放送日時及び送信系統
 - 4 その他必要な事項
- 第4 NHKは、高知県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式・内容・時刻および送信系統をそのつど決定し、放送するものとする。
- 第5 第3に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実・円滑を図るため、高知県総務部消防防災課長および高知放送局放送部長を連絡責任者とするものとする。
- 第6 この協定の実施に関し必要な事項は、高知県知事及び日本放送協会高知放送局長が協議して定めるものとする。

附 則

本協定は、昭和41年4月1日から施行する。